



新年明けましておめでとうございます。
本年も皆様の法的サポートに全力で取り組み、
信頼に応える法律事務所を目指します。

企業における顧問弁護士の役割とは？

代表弁護士 和氣 良浩
昨年11月29日に『顧問弁護士：経営者のための弁護士「活用」バイブル』をAmazon kindleにて発売いたしました。

企業との顧問契約（弊所では「みんなの法務部」）が増えてくるなかで、「顧問弁護士とは何か？」「弁護士は企業に対して、何ができるのか？」「他の企業は顧問弁護士をどのように活用しているのか？」をこの一年、改めて、ブライトとして考え直し、その結果を本書にまとめました。

本書の目的は、目新しい情報を提供するというより、ブライトとして「顧問弁護士はこうあるべきだ」ということを経営者の皆様や従業員の方にお伝えするためのものです。「顧問」というと、「トラブルがあったときの相談役」的なイメージですが、企業としては「トラブルが起きないように対策・予防したい」と、弁護士への要望としては「顧問」ではなく、より実務的な「法務」に移行しているのではないかと感じています。そのため、本書では、法務部門としての弁護士の役割にも焦点を当てています。

企業の法務実務を担う存在

ブライトでは、100社近くの企業法務を担当するなかで、企業において、①どのようなトラブルが多いのか。②な

ぜトラブルが起きるのか。③どうしたらトラブル発生自体を防ぐことができるのか。なども分析し、他の企業への相談にも活かす取り組みをしています。法的にトラブルが発生しにくい体制を構築したうえで、ご契約企業様の企業形態、文化、業界においてトラブルに発展しそうな事象を積極的に発信・解決策の提示を行うことで、ご契約企業様が安心して本業に専念できる環境を整えていくこと、そのための頼りになる法務部として成長していけたらと思います。

ブライトをより積極的に活用してもらうためにも、ぜひ、ご一読ください。



未出走のまま亡くなった競走馬の金銭的価値は？

パートナー弁護士 笹野 皓平
「ディーピンパクト」という競走馬をご存じでしょうか。JRA（日本中央

競馬会）に所属していた日本のサラブレッドで、無敗のまま、日本ダービー（東京優駿）に代表される3大クラシックレース（三冠競走）を全て制するなど、素晴らしい競走成績を残しました。一時、世界ランキング第一位（部門別）にも選ばれたほどの名馬です。あの武豊騎手が鞍上を務めたことでも、有名です。競走馬を引退した後は、種牡馬としても活躍し、数々の名馬を輩出しました。「ディーピンパクト」と双璧をなす最近の名馬といえば、「ドウデュース」という競走馬が有名かもしれません。

未出走の競走馬を失ったことによる「損害」とは？

さて、こうした競走馬が、一度も出走しないまま亡くなってしまった場合、その価値を金銭的に評価することは可能でしょうか。

たとえば、不動産が火災などで滅失してしまった場合には、その価値をお金に換算することは比較的容易かもしれませんが、実際にレースに出走して賞金を獲得した実績のある競走馬が亡くなった場合にも、ある程度の金銭的評価が可能ないように思いますが、全く実績のない未出走の競走馬については、同じようにはいきません。

過去、実際に、未出走の競走馬について、その金銭的評価が問題となった裁判がありました。あえて事案を簡略化・一部変更すると、ある人が、「鹿」

と間違っ、牧場にいた「馬」をライフルで射殺してしまったケースを扱った裁判です。もし生存していれば、競走馬としてデビューする予定の馬でした。

殺された馬を所有していた牧場主は、誤って馬を射殺した者を相手取り、損害賠償請求訴訟を提起しました。その結果、判決において、同馬につき

「1750万円」の価値が認められた上、相手に対し、その他の損害と合わせた賠償が命じられました。裁判所は、馬の「交換価値」（処分価値）を「損害」として捉えた上、馬の体格、性格といった個体差（個性）に加え、血統、性別、年齢といった要素を考慮すべきである旨述べるとともに、その中でも個体差（個性）を優先すべきであるとし、その馬をよく知る者の供述等に基づき、馬の個性を認定しました。馬の父親が「バブルガムフェロー」という実績馬であり、「サンデーサイレンス」という著名な種牡馬の子であったことも、評価の上で考慮しました。

損害認定の難しさ

我々が相談を受ける事例において、競走馬が出てくるケースは珍しいとはいえ、競走馬と同じくらい、損害の認定に苦労することは少なくありません。お金に換算するのが難しい事柄は、多く挙げられます。

そのため、「損害賠償を請求したい」と依頼されても、その「損害」をどのように評価し、立証するかについては、簡単ではないケースがあります。我々（弁護士）のみならず、裁判官においても、日々頭を悩ませているのが実情です。

2025年、育児・介護と仕事のバランスを

弁護士 福本 有希

2025年になりました。本年の法改正も気になりますね。

4月、10月に施行。計画的にご準備を。

昨今、ワークライフバランスや育児・介護と仕事の両立が重要視されており、いわゆる産後パパ育休の創設などは記憶に新しいところかと思えます。

そして、ご承知のとおり、2025年にも改正育児介護休業法、改正次世代育成支援対策推進法の施行が予定されています。同年4月、10月に施行予定ですが、就業規則等の見直しや労働者に対する周知等が必要になりますので、早めのご準備が望ましいです。

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置

3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者が、柔軟な働き方を選択するためのものです。事業主が、過半数労働組合等から意見聴取の機会を設けて、定められた制度のうち2つ以上の制度を設置し、労働者がその中から1つ選択することができるようにしなければなりません。この義務は10月施行ですが、上述のとおり、労働者のニーズを把握したうえで講ずる必要がありますので、計画的に準備を進めるのが良いのではないのでしょうか。

労働者の個々の事情による求めに応じた設置までが求められるものではないものの、職場の実情から、事業所の業

務の性質や内容等に応じて措置の組み合わせを変えるなどの取り組みを行うことが望ましいとされています（厚生労働省作成・令和6年改正育児・介護休業法に関するQ&A）。もちろん、会社側の事情も踏まえた総合的な取り組みになりますが、選択できない制度を形式的に設けたとしても、これを起因に労働者とのトラブルが懸念され、意味がないことは言うまでもありません。

労働者が働きやすい環境を整備することが、企業の成長にもつながるのではないのでしょうか。厚生労働省のホームページにわかりやすく説明されていますので、ご一読いただきご不明点などがあれば、ご相談ください。



12月から企業法務部へ異動となりました

アシスタント 谷口 美里

2024年12月より企業法務部へ異動となりました。アシスタントの谷口と申します。以前は交通事故部のアシスタントをしており、企業法務部と業務内容が大きく異なるため、日々研鑽に励んでまいります。昨年、就職のため神奈川県から引っ越してきたのですが、未だに関東との違いを感じる事が間々あります。その一つに「食」があるのですが、関西のスーパーは和菓子コーナーが充実しており、和菓子好きとしては嬉しい限りです。また、関東ではところてんを酢醤油で食べる所、こちらでは黒蜜が主流だと知り驚きました。まだまだ新しい発見があり、新鮮さを感じています。

CORPORATE SITE



SERVICE SITE



弁護士法人ブライト



0120-929-739

【受付時間】 平日9:00-18:00

MAIL



LINE



送付の停止をご希望の場合は、お手数ですが kigy@wk-gl.com へご連絡をお願いいたします。